

提供命令申立書

(ログイン型、第1事件あり、イ号限定)

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第9部御中

申立人手続代理人弁護士 ●

提供命令申立事件

当事者の表示…………… 別紙当事者目録に記載

手続規則4条2項に係る事件…………… 東京地方裁判所令和●年（発チ）第●号

第1 申立ての趣旨

別紙主文目録記載の裁判を求める

第2 申立ての原因

1 提供命令の申立ての原因

(1) 本案係属要件

本件申立に先立ち、申立人は相手方に対し、上記発信者情報開示命令の申立てをしたが、相手方は投稿者と通信役務提供契約を締結しておらず、他の開示関係役務提供者が投稿者の情報を保有しているとの主張だった。

(2) 必要性要件

そのため、申立人としては、別途、他の開示関係役務提供者に対する発信者情報開示請求が必要となる。

ところが、接続プロバイダの通信記録の保存期間は、多くは3～6か月程度である（甲●）。

(3) 小括

したがって、「発信者情報開示命令の申立てに係る侵害情報の発信者を特定することができなくなることを防止するため」（法15条1項）、早期に他の開示関係役務提供者の名称等につき提供を受ける必要がある。

2 結論

そこで、申立人は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律15条1項に基づき、申立ての趣旨記載のとおり、提供命令を申し立てる。

以上

証拠方法

証拠説明書に記載

附属書類

- 1 申立書の写し 1通
- 2 甲号証写し 各1通
- 3 証拠説明書 1通

(別紙) 主文目録

- 1 相手方は、申立人に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報のうち、相手方が保有するものにより特定した、別紙投稿記事目録記載の情報に係る他の開示関係役務提供者（当該情報の発信者であると認められるものを除く。以下同じ。）の氏名又は名称及び住所（以下「他の開示関係役務提供者の氏名等情報」という。）を書面又は電磁的方法により提供せよ。

- 2 相手方が、前項の命令により他の開示関係役務提供者の氏名等情報の提供を受けた申立人から、申立人が当該他の開示関係役務提供者に対して別紙投稿記事目録記載の情報についての発信者情報開示命令の申立てをした旨の書面又は電磁的方法による通知を受けたときは、相手方は、当該他の開示関係役務提供者に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報のうち相手方が保有するものを書面又は電磁的方法により提供せよ。

(別紙) 発信者情報目録

東京地方裁判所が令和●年●月●日付けでした令和●年(モ)第60●●●号提供命令申立事件の提供命令主文第2項に基づき、株式会社●から相手方に提供された発信者情報によって特定される通信に関する以下の情報。

- 1 IP アドレス及び当該 IP アドレスと組み合わせられたポート番号
- 2 移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号。
- 3 SIM 識別番号。
- 4 SMS 電話番号。
- 5 第1項の IP アドレスが割り当てられた電気通信設備、第2項、第3項、第4項の移動端末設備から、相手方の用いる特定電気通信設備へ各通信が送信された年月日及び時刻。
- 6 利用管理符号。

(別紙) 当事者目録

〒●

申立人 ●

〒●

●法律事務所 (送達場所)

電話 ● F A X ●

メールアドレス ●

申立人手続代理人弁護士 ●

〒●

相手方 ●

上記代表者代表取締役 ●

(別紙) 投稿記事目録

番号	1
閲覧用 URL	

令和●年（発子）第●号 発信者情報開示命令申立事件

申立人 ●

相手方 ●

訂正申立書

令和●年●月●日

東京地方裁判所民事第9部御中

申立人手続代理人弁護士 ●

頭書事件の発信者情報目録を別紙のとおり訂正します。

以上

(別紙) 発信者情報目録

東京地方裁判所が令和●年●月●日付けでした令和●年(モ)第60●●●号提供命令申立事件の提供命令主文第2項に基づき、株式会社●から相手方に提供された発信者情報によって特定される通信に関する以下の情報。

- 1 IP アドレス及び当該 IP アドレスと組み合わせられたポート番号
- 2 移動端末設備からのインターネット接続サービス利用者識別符号。
- 3 SIM 識別番号。
- 4 SMS 電話番号。
- 5 第1項の IP アドレスが割り当てられた電気通信設備、第2項、第3項、第4項の移動端末設備から、相手方の用いる特定電気通信設備へ各通信が送信された年月日及び時刻。
- 6 利用管理符号。